平成２５年（フ）第２４２９号
大阪府豊中市庄本町１丁目９番26号
破産者　渡邊　春彦
1　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
2　一般調査期日　平成26年２月20日午後３時
平成25年12月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４７号
神戸市長田区若松町３丁目１番２―506号、従前の住所神戸市西区井吹台西町１丁目５番地　２―606号
破産者　平原　直生
1　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
2　一般調査期日　平成26年２月５日午前10時
平成25年12月16日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７７号
京都市上京区堀川通寺之内上る下天神町653番地　エクセル堀川601号
破産者　松浦　紀子
1　破産債権の届出期間　平成26年１月29日まで
2　一般調査期日　平成26年３月５日午前10時40分
平成25年12月18日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０５号
京都市右京区鳴滝桐ケ淵町30番地24、開始決定時の住所京都市右京区太秦御領田町14番地28
破産者　片山　孝和
1　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
2　一般調査期日　平成26年３月５日午前10時30分
平成25年12月18日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２２号
兵庫県川西市錦松台32番10号、住民票上の住所堺市堺区中之町東３丁１番15―402号
破産者　和太鼓こと　中岡　弓雄
1　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
2　一般調査期日　平成26年３月17日午前11時
平成25年12月16日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
京都府宮津市字蛭子1125番地の２
破産者　中村　利彦
1　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
2　一般調査期日　平成26年３月25日午前10時30分
平成25年12月17日　京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３９２号
岡山市北区広瀬町３番22号
破産者　柳田　記明
1　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
2　一般調査期日　平成26年３月27日午後１時30分
平成25年12月17日
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第７４５０号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目10番13―1003号
破産者　医療法人本町会
1　期日　平成26年２月21日午後４時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年12月17日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第７１号
愛媛県今治市北高下町４丁目１番31号
破産者　森鉄工所株式会社
異議申述期間　平成26年２月14日まで
平成25年12月18日　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第７２号
愛媛県今治市北高下町４丁目１番31号
破産者　森　　啓司
異議申述期間　平成26年２月14日まで
平成25年12月18日　松山地方裁判所今治支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５０３号
大阪府岸和田市尾生町３丁目30―15、住民票上の住所大阪府岸和田市尾生町３丁目11番12号
破産者　森　　功次
免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
平成25年12月16日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
和歌山市西汀丁17番地、住民票上の住所和歌山市北大工町22番地―２Ｆ
破産者　中西　宣之
免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
平成25年12月18日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０８９号
東京都千代田区一番町９番地７
清算株式会社　株式会社ボー・ルペール
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第３１号
名古屋市千種区竹越１丁目３番７号
清算株式会社　株式会社名美建
代表清算人　小野　八郎
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第４号
静岡県浜松市北区初生町352番地の２
清算株式会社　株式会社農産振興
代表清算人　永田　次郎
1　決定年月日　平成25年12月12日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
1　一般債権とは、協定債権のうち、上記第１、１の特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権を除いたものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　平成26年１月末日までに支払われる見込みの浜松西税務署、浜松財務事務所、浜松市の仮装経理による還付金の合計額に対し、次のとおり算定される弁済額を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
⑵　上記１の債権額を基準債権額として、上記⑴の還付金の合計額を基準債権額により按分し、この金額を弁済額とする。
⑶　⑵の弁済は、本協定の認可決定が確定した日又はすべての還付金が支払われた日のいずれか遅い方の日から１か月以内に行う。
3　保証債務への影響
上記２⑴ないし⑶は、永田次郎の保証債務については、影響を及ぼさない。
4　新たな財産の発見
清算人は、前項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、基準債権額から弁済額を控除した残額の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が上記２⑴の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　執行費用
1　債権者のうち、特別清算申立てまでに上記第２、２⑴の還付金に対して差押えをしていた３社（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社名古屋銀行）に対しては、これに要した費用（弁護士費用を含む。）を支払う。この金額は、株式会社日本政策金融公庫については100万円、株式会社商工組合中央金庫については18万1250円、株式会社名古屋銀行については112万7360円（いずれも各債権者から申し出のあった額）とする。
2　上記１の金額は、清算株式会社が、清算株式会社の財産とは異なるところから用意する。
3　上記１の金額の弁済は、上記第２、２の弁済と併せて行う。
以上
静岡地方裁判所浜松支部民事部